

農業用施設からの油流出事故をなくしましょう！

近年、県内において農業用施設からの油流出事故が相次いで発生し、一部河川や水田への流れ込みにより農作物等への被害が発生しております。

油流出事故は環境汚染に繋がるばかりでなく、その回収が大変困難で生態系に悪影響を与えてしまうことになります。

一般に農業用施設で使用する油類(重油・軽油)などの取扱いは、各市町火災予防条例により「指定数量未満の危険物(少量危険物)」として貯蔵、取扱いについて定められ、罰則規定もありますので以下の点を遵守し、適正な管理に努めましょう。

○油漏れの事故の状況

年度	月日	市町	流出量 (ℓ)	栽培品目	内容
R2	7月6日、 7日	大村市 (4件)	3000 (4件計)	—	・大雨水害により配管が破損し流出 ・タンクの修復作業中に配管が破損し流出
	9月8日	川棚町	4	いちご	台風により配管が破損し流出
	9月9日	佐世保市	13	いちご	仮設トイレの転倒により配管が破損し流出
	9月11日	南島原市	400	トマト	加温機と配管のつなぎ目が破損し流出
	11月24日	雲仙市	不明	花き	地下配管の破損・腐食等による流出
	11月30日	西海市	200	みかん	地下配管の腐食による流出
	令和3年 2月5日	大村市	100	いちご	地下配管の腐食による流出
R3	4月22日	佐世保市	1700	ぶどう	地上配管の土砂に埋もれた部分が腐食し流出
	8月17日	佐世保市	10	花き	土砂崩れにより配管が破損し流出
	令和4年 1月12日	佐世保市	20	花木	人為的ミスにより流出
R4	12月21日	長崎市	100	いちご	雨によりタンクが転倒し流出
R5	令和6年 3月6日	佐世保市	100	なす	配管の継手部分の緩み

○消防法の指定数量未満であっても、一定数量の危険物を貯蔵する場合には、消防署へ届出が定められています。

〔届出が必要な危険物の種類とタンク容量〕

危険物名	タンクの容量
ガソリン	40リットル以上、200リットル未満
軽油	200リットル以上、1,000リットル未満
灯油	200リットル以上、1,000リットル未満
重油	400リットル以上、2,000リットル未満



【防油堤】

○また、危険物を貯蔵する場合、「防油堤」の設置が必要です。

防油堤とは	重油タンクなどから危険物が漏れた場合に、その流出を防止するための金属板やコンクリート等でできた受け皿、囲いのことで、貯蔵するタンクの全量を収納できることが必要となります。
-------	---

○暖房機への配管は漏れいが確認できる地上配管に変えましょう。

消防法では接合部分が漏れいを確認できない配管は禁止されています。地下埋設配管は気がつかないうちに、腐食部分から油が漏れる恐れがあるため、必ず地上配管へ変更しましょう。

○加温期間のみならず、年間をとおして流出事故が発生する恐れがあります。

加温を行わない時期や使用を中止したタンクからは、必ず油を抜き取り、事故防止に努めましょう。

※処理業者につきましては、管轄するJA又は振興局へご相談ください。

○重油流出事故

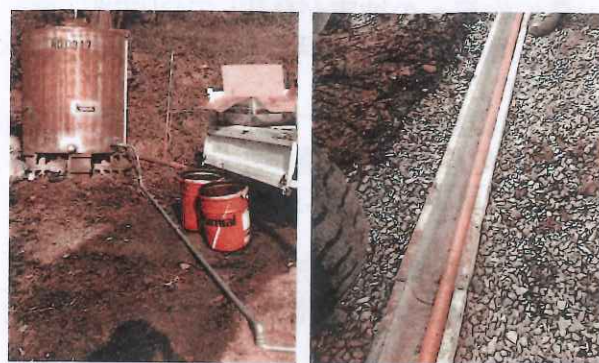
1. 地下埋設配管の腐食・破損等による流出が多く発生しております。

【地下埋設配管からの流出】



特に築年数が古いハウスでは地下配管で敷設されていることが多く、長崎県内ハウスの約7割が築15年以上と、ハウスの老朽化が進んでいることから、地下配管の腐食・破損等による流出が多数発生しております。

【地上配管への変更】



地下配管は気づかぬうちに配管の腐食部位から油が流出する恐れがあります。流出事故が発生する前に、漏えいが確認できる地上配管への切り替えを必ず行ってください。

2. 重油タンク腐食、並びに防油堤のひび割れとバルブ閉め忘れに注意！！



①. 重油タンクの腐食



②. 防油堤のひび割れとバルブ



③. 重油の回収作業

○ 重油漏れの処理経費について ＜実際のケース＞

- ・ ハウスよりA重油が1, 000L河川に流出。油の吸着と泥の客土入れ替え処理を実施。

残土入れ替え及び処分費	4, 000千円
重油吸着マット費	1, 000千円
人件費	1, 000千円
合計	6, 000千円

※重油流出事故は多額の処理費用がかかり、農業経営に大きな影響を与えます。

○県内の防油堤設置状況、JAハウス栽培用石油タンク賠償責任保険の加入率 (平成29年度 農産園芸課調べ)

防油堤の設置率 62%

賠償責任保険への加入率 13%

事故を未然に防ぐために防油堤を設置するとともに、事故に備えて賠償責任保険への加入に努めましょう。

万が一事故が発生した場合には、早急に所管の消防署及び市町へ連絡しましょう。

加温時期の重油取扱には十分注意しましょう！！

重油流出事故未然防止チェックリスト

1 危機管理

- ☐ 消防法の指定数量未満であっても、一定数量の危険物を貯蔵する場合には、消防署への届出が必要であることを把握しているか？
- ☐ 賠償責任保険への加入は済んでいるか？
- ☐ 重油流出事故は環境汚染に繋がるばかりでなく、その回収が大変困難で生態系へ大きな影響を及ぼすことを理解しているか？
- ☐ 重油流出事故は多額の処理費用がかかり、農業経営に大きな影響を与えることを理解しているか？
- ☐ 重油流出事故発生時の緊急連絡先や応急処置等は把握しているか？

2 地上タンク

- ☐ 地震や台風、増水時に転倒しないよう、タンクは固定しているか？
- ☐ 防油堤を設置しているか？
- ☐ 使用前、使用後は必ずバルブ（元栓）が閉まっていることを確認しているか？
- ☐ 油の漏えいにより、在庫量と出庫量にズレが生じていないか？
- ☐ 腐食・老朽箇所を点検・修理しているか？
- ☐ 配管、配管接合部及び防護壁の劣化、ひび割れ及び油の漏えい痕はないか？
- ☐ 給油ホースが劣化していないか？また、交換を行っているか？
- ☐ 暖房機を使用しない期間は、タンクの開閉栓を確実に閉めているか？
- ☐ 防油堤を設置しているか？
- ☐ 防油堤内部に貯まった雨水は、定期的に点検し排水しているか？
- ☐ 地下配管がある場合、どこを通していているか把握しているか？
- ☐ 耕起作業等で配管部分を損傷しないように十分注意しているか？

3 地下タンク

- ☐ 法定点検はきちんと行われているか？
- ☐ 地下配管の漏えい点検は定期的に行われているか？
- ☐ 油の漏えいにより、在庫量と出庫量にズレが生じていないか？

4 遊休タンク

- ☐ 使用を中止したタンクからは、必ず重油を抜き取っているか？
- ☐ 重油の処理は、県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託による処分等、適切に行っているか？
- ☐ タンクを撤去する際は、残油の確認・処理を必ず行っているか？
- ☐ タンク等の撤去は、個人ですることなく、専門の業者に依頼しているか？
- ☐ 所有者がおらず、放置されたままのタンクが近隣に存在していないか？
[ある場合は、市役所（町役場）、J A、振興局等へ連絡ください。]